

令和 3 年 9 月 8 日

会 員 各 位

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会  
業 務 委 員 会  
委員長 宮 達 隆 行  
鑑 定 評 価 基 準 委 員 会  
委員長 木 村 健 一  
( 職 印 省 略 )

## 鑑定評価書への押印廃止に係る対応について

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、不動産の鑑定評価に関する法律等が改正され、令和 3 年 9 月 1 日より、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価書への署名押印義務のうち、押印が廃止となりました。

つきましては、令和 3 年 8 月 13 日付国不地第 13 号「鑑定評価書への押印廃止について（通知）」及び令和 3 年 8 月 30 日付国不地第 17 号「不動産鑑定士が不動産に関する価格等調査を行う場合の業務の目的と範囲等の確定及び成果報告書の記載事項に関するガイドライン運用上の留意事項の一部改正について（通知）」をご一読の上、適切な対応を図られますようお願い申し上げます。

なお、業務委員会並びに鑑定評価基準委員会におきましては、本会が作成した実務指針、業務指針に関しまして、今般の押印廃止に係る記載を確認のうえ、必要な改正を行う所存です。この改正の手續につきましては、改正案に対する意見公募手続規程に基づく意見の募集を経て、本年 11 月開催予定の理事会におきまして審議を行う予定です。

敬 具

### 【改正を予定する実務指針、業務指針】

1. 実務指針
    - ・ 証券化対象不動産の鑑定評価に関する実務指針
    - ・ 財務諸表のための価格調査に関する実務指針
    - ・ 不動産鑑定評価基準に関する実務指針－平成 26 年不動産鑑定評価基準改正部分について－
    - ・ 「価格等調査ガイドライン」の取扱いに関する実務指針
  2. 業務指針
    - ・ 不動産鑑定業者の業務実施態勢に関する業務指針
    - ・ 不動産鑑定士の役割分担等及び不動産鑑定業者の業務提携に関する業務指針
- ※ 上記実務指針、業務指針に関連する Q&A、記載例等につきましても、改正等を行う予定です。